

ふかかせ

第27号

2020年（令和2年）

11月号 No.27

発行：中間市人権男女共同参画課

人権センターだより

「言葉と人権」

中間北小学校5年

高山

倅さん

ぼくたちは、毎日言葉を使っています。言葉は、人と人をつなげる大切なものです。

みんなをうれしくしたり、楽しくしたりします。でも、人の心をきずつけてしまうこともあります。場合によっては、人の命が失われてしまいます。

ぼくは、機械を例に挙げて、このことを考えてみました。機械は、こわれても直すことができます。しかし、言葉によってきずついた心は、簡単には元にもどすことができません。一度言ってしまった言葉は、取り消すことができません。相手の心の中にずっと残り続けます。だからこそ、一人一人が言葉を正しく選び、相手の気持ちを考えて言葉を発することが大切だと思います。

多くの学校には、ふわふわ言葉を使う「ふわりん」と、とげとげ言葉を使う「トゲりん」というキャラクターがいます。みんなでふわりんの使うふわふわ言葉を増やせるように心がけています。

ぼくは、友達にふわふわを言ってもらって、助けられた経験があります。

それは、宿泊学習で行った、大島の山登りでの出来事です。グループで山登りをしているとき、ぼくはきつくてだんだんおくられてしまいました。「足がいたいし、つかれたなあ」と思っていたら「がんばれ！もう少し！」という友達からの声が聞こえてきました。このときぼくは、「グループのみんなのためにもがんばらない」という気持ちでわいてきて、少しづつでしたが歩くことができ、無事に山頂にたどりつきました。「言葉って、元気づけてくれるんだな」と思い、とても温かい気持ちになりました。

今、いじめや自殺が社会問題になっていますが、苦しむ人をつくるのも言葉で、苦しんでいる人たちを助けるのも言葉です。だからぼくは、相手をきずつける言葉や言って後かいする言葉を言わないようにしていきたいです。そして、自分から、相手をはげます言葉などのふわふわ言葉を多く使っていきたいです。言葉を大切にする意識が広まれば、いじめや自殺をする人は減っていき、社会は明るくなっていくと思うので、まずは自分から心がけていきたいと思っています。

※この作文は、令和元年度中に書かれた作品であり、

作文の内容と学年の表記は当時のものです。

【私たちが感じた人権

令和元年度小中学校人権作文より】



人権の花運動感謝状贈呈式



10月12日「人権の花運動」に協力してひまわりを育ててくれた中間西小学校3年生のみなさんに、人権擁護委員から感謝状と記念品が贈呈されました。

人権の花運動は、みんなで助け合い、心を込めて花を育てることで、生命の大切さを学び感謝する心を育むことを目的としたものです。

昨年度、この運動に協力してくれた中間小学校3年生のみなさんから受け継いで世話をした頂いた種子が、大輪のひまわりを咲かせ、この秋に立派な実を結びました。

来年度この種子は中間南小学校の3年生に受け継がれます。



◇なやみごと相談◇

なやみごとや困りごとについて、人権擁護委員(市内在住6名)が無料でご相談を受けます。

秘密は厳守されますので気軽にご相談ください。

(予約不要)

・11/11(水)・12/9(水)

13:30~15:30

問合先) 中間市人権センター 中間市岩瀬一丁目17-1

☎093-245-3511



◇「子育て女性再就職支援出張面接相談」◇

子育てと仕事を両立したい女性の方を応援します。

※2日前までに予約が必要です

・11/12(木)・12/10(木)

10:00~12:00

予約問合先) 子育て女性就職支援センター

☎093-533-6637

相談場所) 中間市人権センター



中間市人権センター (ピンクの建物が目印です!!)

住所: 中間市岩瀬一丁目17-1 ☎093-245-3511

